

○介護予防ケアマネジメント・総合事業サービスにかかる費用の請求コード及び請求先について

【1】市内在住者—市内事業所利用の場合

ケアマネジメント機関＝桑名市の地域包括			サービス提供事業者	
形式	利用者	請求先	サービスコード	請求先
介護予防支援	認定更新前 要支援1・2	国保連へ請求 460000	610000【介護予防訪問介護】 650000【介護予防通所介護】	国保連へ請求
	認定更新後 要支援1・2		A10000【訪問介護相当事業】 A50000【通所介護相当事業】 A70000【くらしいきいき教室】	
介護予防ケアマネジメントA	認定更新後 要支援1・2	国保連へ請求 AF0000	A10000【訪問介護相当事業】 A50000【通所介護相当事業】 A70000【くらしいきいき教室】	⇒ 国保連へ請求
	チェックリスト該当者	桑名市へ請求	上記以外については桑名市へ請求	
介護予防ケアマネジメントB	要支援1・2 チェックリスト該当者	桑名市へ請求	桑名市へ請求	
介護予防ケアマネジメントC	要支援1・2 チェックリスト該当者	桑名市へ請求		

【2】市内在住者—他市事業所利用の場合

ケアマネジメント機関＝桑名市の地域包括			サービス提供事業者	
形式	利用者	請求先	サービスコード	請求先
介護予防支援	認定更新前 要支援1・2	国保連へ請求 460000	610000【介護予防訪問介護】 650000【介護予防通所介護】	国保連へ請求
	認定更新後 要支援1・2		A10000【訪問介護相当事業】 A50000【通所介護相当事業】	
介護予防ケアマネジメントA	認定更新後 要支援1・2	国保連へ請求 AF0000	A10000【訪問介護相当事業】 A50000【通所介護相当事業】	国保連へ請求
	チェックリスト該当者	桑名市へ請求		

※全国の指定介護予防サービスの事業者がみなし指定(総合事業による指定事業者の指定をみなす)を受ける。

【3】住所地特例(桑名市が保険者)―他市施設利用の場合(総合事業未実施地域)

ケアマネジメント機関＝桑名市の地域包括			サービス提供事業者	
形式	利用者	請求先	サービスコード	請求先
介護予防支援	要支援1・2	国保連へ請求 460000	610000【介護予防訪問介護】 650000【介護予防通所介護】	国保連へ請求

【4】住所地特例(桑名市が保険者)―他市施設利用の場合(総合事業実施地域)

ケアマネジメント機関＝他市の地域包括			サービス提供事業者	
形式	利用者	請求先	サービスコード	請求先
介護予防支援	認定更新前 要支援1・2	国保連へ請求 460000	610000【介護予防訪問介護】 650000【介護予防通所介護】	国保連へ請求
	認定更新後 要支援1・2		A10000【訪問介護相当事業】 A50000【通所介護相当事業】 その他(他市にて設定)	
介護予防ケアマネジメントA	認定更新後 要支援1・2	国保連へ請求 AF0000	A10000【訪問介護相当事業】 A50000【通所介護相当事業】 その他(他市にて設定)	⇒ 国保連へ請求
	チェックリスト該当者	他市へ請求	上記以外については他市へ請求	
介護予防ケアマネジメントB	要支援1・2 チェックリスト該当者	他市へ請求	他市へ請求	
介護予防ケアマネジメントC	要支援1・2 チェックリスト該当者	他市へ請求		

【5】住所地特例(他市が保険者)―桑名市施設利用の場合(総合事業実施地域)

ケアマネジメント機関＝桑名市の地域包括			サービス提供事業者	
形式	利用者	請求先	サービスコード	請求先
介護予防支援	認定更新前 要支援1・2	国保連へ請求 460000	610000【介護予防訪問介護】 650000【介護予防通所介護】	国保連へ請求
	認定更新後 要支援1・2		A10000【訪問介護相当事業】 A50000【通所介護相当事業】 A70000【くらしいきいき教室】	
介護予防ケアマネジメントA	認定更新後 要支援1・2	国保連へ請求 AF0000	A10000【訪問介護相当事業】 A50000【通所介護相当事業】 A70000【くらしいきいき教室】	⇒ 国保連へ請求
	チェックリスト該当者	桑名市へ請求	上記以外については桑名市へ請求	
介護予防ケアマネジメントB	要支援1・2 チェックリスト該当者	桑名市へ請求	桑名市へ請求	
介護予防ケアマネジメントC	要支援1・2 チェックリスト該当者	桑名市へ請求		

ケアマネジメントの類型と利用サービス

介護予防支援	予防給付サービス ①認定更新前の要支援者→予防給付としての介護予防訪問介護、介護予防通所介護 ②認定更新後の要支援者→総合事業としての訪問介護相当事業、通所介護相当事業(＋他の予防給付)
ケアマネジメントA	訪問介護相当事業、通所介護相当事業、通所C(くらしいきいき教室)
ケアマネジメントB	栄養いきいき訪問、お口いきいき訪問、えぷろんサービス
ケアマネジメントC	おいしく食べよう訪問、『通いの場』応援隊、シルバーサロン、健康・ケア教室

※ケアマネジメントA・B・Cのサービスを併用する場合はA>B>C

住所地特例者に対して提供されるサービス

保険者市町村	施設所在地市町村	利用できるサービス
給付	給付	給付
給付	総合事業	総合事業
総合事業	給付	給付
総合事業	総合事業	総合事業

○介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出基準について

要支援認定者→事業対象者	必要（事業対象者としての保険証を即時交付）
事業対象者→要支援認定者	不要（要支援認定者としての保険証を認定後に郵送）
要支援認定者→要支援認定者 （更新申請の場合）	不要（要支援認定者としての保険証を認定後に郵送）

※なお、介護予防支援事業所名（地域包括支援センター名）又は受託する居宅介護支援事業所を変更する場合や、介護給付からの移行については、従来どおり届出を行ってください。